

守秘義務契約書

_____ (以下、甲という) とミクリヤワークス (以下、乙という) とは、データ復旧に
関して守秘義務契約を締結する

第 1 条 (秘密保持義務) 甲より預かったデータ内容、乙が知り得た甲の情報を秘密とし、第三者には一切開示、漏洩
提供してはならない。

第 2 条 (秘密情報の返還) 乙は、甲より要求があった場合には、秘密情報および、その複製物を直ちに甲に返還しな
ければならない。

第 3 条 (協議解決) 本契約書に定めない事項については、甲・乙信義に従い誠意を持って協議の上別途定めるものと
する。

第 4 条 (復旧データの扱い) 甲に返却後、運搬等に伴うデータ消失に対応する為、乙は甲のデータを 7 日間保有する
ものとする。8 日後には責任を持って削除を行い、のちいかなる手段を用いても復旧できない事とする。

第 5 条 (有効期間) 本契約の有効期間は、本覚書締結の日以後効力が続くものとする。

第 6 条 (報告義務) 乙は、本覚書に違反して秘密情報が業務以外の目的に利用され、または第三者に開示、漏洩させ
たことが判明した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 条 (賠償義務) 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を蒙った場合には、その賠償責任を負う。但し天災地変、
そのほかの不可抗力により生じた損害、甲の責に帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとす
る。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙